

岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援金（以下「支援金」という。）の交付については、岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援事業補助金交付要綱（令和8年8月19日施行）及び岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援事業実施要領（令和8年8月19日制定）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(事務の取扱)

第2条 株式会社JTB岡山支店（以下「事務局」という。）は、支援金に関する事務の取扱を行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者で、法第4条に規定する許可を受けた者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1項第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者で、法第4条に規定する許可を受けた者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者で、法第4条に規定する許可を受けた者をいう。

(目的)

第4条 事務局は、燃料価格高騰及び中東情勢の緊迫化により、厳しい経営状況に置かれている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者（以下「事業者」という。）の負担を軽減し、もって事業継続を図ることを目的に、事業者に支援金を交付する事業を実施する。

(支援金の額等)

第5条 事務局は、予算の範囲内において、事業者からの申請に基づき、事業の用に供する車両数に応じて、別表1のとおり支援金を交付する。

(支援金の交付要件)

第6条 支援金の交付の対象は、別表2の交付要件の欄に掲げる全てを満たすものとする。

(支援金の交付申請)

第7条 事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和8年10月19日から令和8年12月18日の期間内に、「岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号。以下「申請書」という。)を事務局に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 支援対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- (2) 県徴収金の滞納がないことの証明(発行日から3か月以内のもの。原本の写しも可とする。)
- (3) 支援金の振込先となる通帳の写し(振込先の金融機関、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるページ)

(支援金の実績報告、額の確定)

第8条 支援金の実績報告については、第7条の規定による申請書の事務局への提出により、当該実績報告があったものとする。

2 事務局は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは事業者に対し支援金の交付決定を行い、これにより当該支援金の額の確定を行ったものとみなし、支援金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援金の交付)

第9条 支援金は、前条の支援金の交付決定及び額の確定を行った後に交付する。

2 事業者は、前項の支援金の支払いを受けようとするときは、岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援金交付請求書(様式第3号)を事務局に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 事業者は、第7条の規定に基づく交付申請、第8条の規定に基づく実績報告及び第9条第2項の規定に基づく交付請求については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付の取消し)

第11条 事務局は、前条の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付対象要件に該当しない事実が発覚したとき。
- (3) 交付申請書兼実績報告書、又は交付請求書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) その他事務局又は県が交付の取消が適当と判断するに至ったとき。

- 2 事務局は、支援金の交付の全部又は一部を取り消す場合は、岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援金交付取消し通知書（様式第4号）により当該事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 事務局は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、取消しを決定した日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 事務局は、支援金の返還を命ずる場合は、岡山県一般旅客自動車運送事業者地域公共交通安定化支援金返還請求書（様式第5号）により当該事業者に請求するものとする。

- 3 事務局は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ前項の期限を延長することができる。

（加算金及び延滞金）

第13条 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて事務局に納付しなければならない。

- 2 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

- 3 事務局は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ加算金又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

（電子情報処理組織による通知等）

第14条 事務局は、第8条第2項の規定に基づく交付決定及び額の確定の通知、第11条第2項の規定に基づく交付決定の取消し及び第12条第2項の規定に基づく補助金の返還請求については、当該通知等を電子情報処理組織又は電子メールにより行うことができる。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第15条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第16条 支援金の交付を受けた事業者は、支援金に係る経理について、その収支状況を明らかにするとともに、帳簿及び支援金の経理に関する書類を、支援金の交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は県と協議し、事務局が別に定める。

2 事務局及び事業者は、支援金の交付等に関して県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年10月9日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

支援内容	・一般旅客自動車運送事業（乗合バス、貸切バス）に使用する事業用自動車 1 台につき 3 7 千円 ・一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に使用するものとして、県内に 有する営業所に配置する事業用自動車（福祉輸送や観光タクシー等、用途 が限定される自動車を除く） 1 台につき 1 2 千円
------	--

別表 2（第 6 条関係）

項目	交付要件
対象事業者	支援対象事業者は、次の要件に全て該当する者とする。 ① 支援金の交付申請日において、次のいずれかに該当する者で、交付申請日以後も事業を継続する意思があること。 ア 国の地域公共交通維持確保改善事業における地域間幹線系統（県内に限る。）を運行する乗合バス事業者 イ 県内に本社又は営業所を有する乗合バス事業者 ウ 県内に本社又は営業所を有する貸切バス事業者 エ 県内に本社又は営業所を有するタクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。） ② 乗合バス事業者及びタクシー事業者にあつては、県内の生活交通の維持のため、市町村等が設置する地域公共交通会議等の要請に応じ、それぞれの地域での議論の場に参画する意思があること。 また、貸切バス事業者にあつては、災害発生時など緊急を要する場合等において、自治体等からの公共的な要請に基づき、地域住民等の輸送への協力を検討する意思があること。 ③ 役員等（支援対象事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 ④ 県徴収金の滞納がないこと。（県税の徴収猶予を受けている場合は、滞納扱いにはならない。）
対象車両	（乗合バス事業者・貸切バス事業者） 乗合バス事業者及び貸切バス事業者にあつては、次の要件を全て満たす車両とする。 ア 一般旅客自動車運送事業（乗合バス、貸切バス）に使用する事業用自動車 ※ 乗合バスは、県内の路線を運行するために使用している車両であること。 ※ 高速バス及び貸切バスは、岡山及び倉敷ナンバーの車両であること。 ※ 委託運行等により、市町村等が車両の維持管理に要する経費の全額を

	負担している車両は支援対象から除く。 ※ 乗合バスと貸切バスの併用車両については、二重計上しないこと。 イ 乗車定員 11 人以上の車両 ウ 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、事業の用に供しており、当該期間中又は当該期間以前に道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 4 条の登録を受けた車両
	（タクシー事業者） タクシー事業者にあつては、次の要件を全て満たす車両とする。 ア 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に使用するものとして、県内に 有する営業所に配置する事業用自動車（福祉輸送や観光タクシー等、用途が 限定される自動車を除く） ※ 委託運行等により、市町村等が車両の維持管理に要する経費の全額を負 担している車両は支援対象から除く。 イ 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、事業の用に供しており、 当該期間中又は当該期間以前に車両法第 4 条の登録を受けた車両